（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第八章　略］ 第九章　宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条―第二百六十二条の五） ［第十章　略］ 附則	目次 ［第一章～第八章　同上］ 第九章　宇宙無線通信の業務の無線局の運用（第二百六十二条―第二百六十二条の四） ［第十章　同上］ 附則
第二百六十二条の二　設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局及び設備規則第五十四条の三第三項に規定する無線設備を使用する地球局は、次に掲げる措置を講じなければならない。 ［一　略］ 二　設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局を船上で運用する場合において、低潮線の平均海面からの高さ八〇メートル地点における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次号において同じ。）の値は（一）一一六デシベルを超えて運用しないこと。 ［三　略］	**第二百六十二条の二**　［同上］ ［一　同上］ 二　設備規則第四十九条の二十三の五に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局を船上で運用する場合において、低潮線の平均海面からの高さ八〇メートル地点における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、最大の電力密度の一Hzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とし、一ワットを〇デシベルとする。次号において同じ。）の値は（一）一一六デシベルを超えて運用しないこと。 ［三　同上］ ［新設］
第二百六十二条の三　前条の規定は、設備規則第四十九条の二十三の六に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局又は設備規則第五十四条の三第四項に規定する無線設備を使用する地球局を運用するときについて準用する。この場合において、前条第一号中「二十五度」とあるのは「四十五度」と、同条第二号及び第三号中「設備規則第四十九条の二十三の五」とあるのは「設備規則第四十九条の二十三の六」と読み替えるものとする。	**第二百六十二条の三**　［同上］
第二百六十二条の四　［略］	**第二百六十二条の四**　［同上］
第二百六十二条の五　［略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第四節の十九の二　略］ 第四節の二十　携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九条の二十三の六） ［第四節の二十一～第九節　略］ ［第五章　略］ 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節～第四節の十九の二　同上］ 第四節の二十　携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九条の二十三の五） ［第四節の二十一～第九節　同上］ ［第五章　同上］ 附則